

保釈許可決定

被告人 カルロスゴーン ビシヤラ
〇〇〇〇生年〇月〇日

被告人に対する会社法違反被告事件について、平成 31 年 4 月 22 日主任弁護士河津博史らから保釈の請求があったので、当裁判所は、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

被告人の保釈を許可する。

保証金額は金 5 億円とする。

釈放後は、別紙の指定条件を誠実に守らなければならない。

これに違反したときは、保釈を取り消され、保証金も没取されることがある。

理 由

一件記録によれば、本件は、国内外に多数の事件関係者が存在する特別背任の事案であり、その内容や性質、被告人と事件関係者(被告人の妻を含む)との人的関係、捜査段階における被告人の供述状況等のほか、検察官が指摘するように被告人が別件により逮捕勾留されていた期間(平成 30 年 12 月ころから平成 31 年 2 月上旬ころ)に、事件関係者に対する働きかけを企図していたことなどを考慮すると、本件について、被告人が事件関係者に働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。

したがって、刑事訴訟法 89 条 3 号の点を考慮するまでもなく、本件は、権利保釈には該当しない。

しかしながら、本件の証拠関係、特に客観的な証拠の収集状況に加え、平成 31 年 2 月中旬以降は、別件による逮捕勾留中及び保釈中並びに本件における逮捕勾留中の期間を含めて、被告人による罪証隠滅行為をうかがわせる明確な事情はないこと(現在の主任弁護士らによる指導監督が徹底していることにより、罪証隠滅に関する状況に変化を生じていると思料される)、本件について、公判審理に向けた主張と証拠の整理を適切かつ円滑に行うためには、被告人と主任弁護士らとの間で十分な打合せの機会を設ける必要性が高いことも認められる。

その他、被告人の健康状態や誓約状況など一件記録により認められる諸事情を考慮する

と、別紙記載のとおり保釈の指定条件を定めた上、裁量により、被告人の保釈を許可するのが相当であると判断した。

平成 31 年 4 月 25 日

東京地方裁判所刑事第 14 部(17) 裁判官 島田 一

別紙

指定条件

- 1 被告人は、東京都渋谷区〇〇町〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇に居住しなければならない。住居を変更する必要ができたときは、書面で裁判所に申し出て許可を受けなければならない。
- 2 召喚を受けたときは、必ず定められた日時に出頭しなければならない(出頭できない正当な理由があれば、前もって、その理由を明らかにして、届け出なければならない。)
- 3 逃げ隠れしたり、証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。
- 4 3 日以上の旅行をする場合には、前もって、裁判所に申し出て、許可を受けなければならない。
- 5 海外渡航をしてはならない。
- 6 被告人は、所持する旅券すべてを弁護人に預けなければならない。
- 7 被告人は、第一審の判決宣告に至るまでの間、本邦における在留期間を更新し又は在留資格を取得できるように努め、弁護人を介して、その経過及び結果を裁判所に報告しなければならない。
- 8 被告人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇、西川廣人、〇〇〇〇、〇〇〇〇(ほか 16 名—編集部)、その他の本件事件関係者及び罪体に関する弁護人請求の証人(証人請求予定者を含む。)に対し、直接又は弁護人を除く他の者を介して、面接、通信、電話等による接触をしてはならない。
キャロル・ナハス(ゴーンさんの妻—編集部)についても、同様とするが、前もって、裁判所に対し、面接・連絡を行う日時、場所、方法及び事項を明らかにして接触することの許可を申し出て、許可を受けた場合を除く。
- 9 被告人は、弁護人が上記制限住居の玄関に監視カメラ(24 時間作動するもの)を設置して録画し、かつその画像をビデオレコーダー及び USB メモリーに保存すること、その録画画像(毎月末日までの分)を翌月 15 日までに裁判所に提出することを、妨げてはならない。
- 10 被告人は、弁護人から提供される携帯電話機 1 台(番号(〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇))。

インターネット接続のできないもの)のみを使用し、それ以外の携帯電話機、スマートフォンなどの通信機器を使用してはならない。被告人は、使用を許可された上記携帯電話機の通話履歴明細を保存しておかなければならない。

11 被告人は、弁護士法人法律事務所ヒロナカから提供されるパーソナルコンピュータ 1 台(機種名:Microsoft Surface Laptop2、製造号:○○○○○○○○○○○○○○)のみを、平日午前 9 時から午後 5 時までの間、同事務所内(東京都千代田区○○町○-○ ○○ビル○階)において使用し、それ以外の日時・場所で、パーソナルコンピュータを使用してはならない。被告人は、使用を許可された上記パーソナルコンピュータのインターネットのログ記録を保存しておかなければならない。

12 被告人は、制限住居の内外を問わず、面会した相手の氏名(ただし、弁護人、弁護士法人法律事務所ヒロナカの事務員を除く)、日時・場所を記録しておかなければならない。

13 被告人は、弁護人を介して、10 項の通話履歴明細(毎月末日までの分)を翌月末日までに、11 項のインターネットのログ記録(毎月末日までの分)及び 12 項の面会記録(毎月末日までの分)を翌日 15 日までに、それぞれ裁判所に提出しなければならない。

14 被告人は、日産自動車株式会社の株主総会に出席する場合には、前もって、裁判所に申し出て、許可を受けなければならない。

15 本件につき公判期日の召喚状、保釈許可決定謄本等裁判所から郵便で送達される書類については、保釈制限住居で受領すべきはもちろんのこと、不在時に配達された場合には、すみやかに集配局に出頭する等の方法により、必ず受領しなければならない。

以上